

議第百九十三号議案

地方独立行政法人宮城県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて

地方独立行政法人宮城県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標について、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第三項の規定により、別冊のとおり定めるものとする。

令和四年十一月二十四日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人宮城県立病院機構が
達成すべき業務運営に関する目標

前文

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成23年4月1日に設立され、現在、宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターの県立2病院を運営しており、それぞれ精神疾患、がん疾患の専門病院として、政策医療や高度・専門医療を提供し、県民に必要な医療を提供していく上で、極めて重要な役割を担っている。

また、平成31年度から令和4年度までの第3期中期目標期間中には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、感染症患者の受入れをはじめ医療提供体制の見直し等が求められたが、病院機構において、経営の安定化と収支改善に努め、県立病院として担うべき役割を果たしてきた。

一方、本県の地域医療を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい状況が続いており、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用し、適切な医療を将来にわたり持続的かつ安定的に提供していくためには、将来的に必要な医療機能等を見据え、地域の医療機関の補完・連携をより一層進めることが不可欠である。

このため、県では、「宮城県立がんセンターの今後のあり方に関する報告書（令和元年12月）」及び「宮城県立精神医療センターの今後のあり方に関する報告書（令和元年12月）」を踏まえて、令和3年9月に「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」を公表し、県立病院の再編について協議を進めているところである。

このようなことから、令和5年度から令和8年度までの第4期中期目標期間においては、地域医療を取り巻く環境の変化や県立病院の再編協議の進捗等を踏まえつつ、県民の健康を維持していく上で、県立病院が担う政策医療や高度・専門医療を安定的かつ継続的に提供していくという役割を果たし、引き続き安全で質の高い医療を県民に提供していくことが求められる。

第4期中期目標は、第3期中期目標期間の業務実績や地域医療の環境の変化などを踏まえ、県民への質の高い医療の提供、そのために必要となる医療スタッフの確保や人材育成、効率的な病院運営など、病院機構が担うべき業務や運営の在り方について示したものである。

第4期中期目標期間において求められる役割を果たすためにも、病院機構が地方独立行政法人の利点を十分に生かした柔軟で弾力的な病院運営を行い、安定的な経営基盤を構築するとともに、良質な政策医療や高度・専門医療を県民に安定的に提供し、県民の安全・安心に引き続き寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民の医療ニーズを踏まえながら、県立病院に求められる政策医療及び高度・専門医療を確実に実施すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保し、県民の視点に立った運営を行うとともに、医療機能の向上を図るため、優秀な人材の確保や計画的な医療機器等の整備を図ること。

なお、医療サービス向上の観点から医療提供体制について、随時、必要な見直しを行うとともに、県立病院の再編協議の進捗に留意すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 精神医療センター

イ 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

県における精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療システムの24時間運用における中心的役割を果たすとともに、児童精神科医療についても、現行の地域医療保健の体制で対応が困難な医療ニーズへの対応に向け、積極的に取り組むこと。

また、社会基盤が脆弱な精神疾患罹患者等についても地域の社会資源と緊密に連携しながら積極的に社会復帰・社会参加の促進に努めるほか、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」等による司法精神医療への対応など、継続して精神疾患に係る政策医療、高度・専門医療を実施すること。

さらに、器質・症候性の精神疾患との鑑別を要する患者への対応まで含めた精神科救急医療体制の向上を図ること。

加えて、精神疾患の早期発見・早期治療に向けた相談・普及体制の充実強化、精神科救急入院料算定病棟の効率化を図るため、他の医療機関との連携の強化に努めること。

【指標】

精神科救急病棟病床利用率を毎年度、82.0%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度81.9%、令和2年度78.9%、令和3年度85.0%）

ロ 医療機器、施設の計画的な更新・整備

病院施設全体の老朽化が著しいことから、償還等の負担、費用対効果等を十分に考慮した中長期的な投資計画のもと、計画的に施設及び設備の更新、整備を図ること。

なお、施設及び設備の更新、整備を行う際は、県立病院の再編協議の進捗を踏まえるものとする。

ハ 地域医療への貢献

地域の医療機関との病病・病診連携¹に取り組み、患者の紹介・逆紹介を推進するなど、精神医療センターの持つ医療機能が効率的かつ効果的に発揮されるよう努めること。

また、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、訪問看護ステーションによる活動を一層推進するとともに、関係機関等との機能分担や協力体制を強化すること。

さらに、地域の支援者等と協働して、患者に合った地域生活ができるよう支援するなど、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

新興感染症等の公衆衛生上の重大な危害が発生した場合は、県の要請に応じ地域医療の確保に努めること。

【指標】

① 紹介率を毎年度、42.0%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度43.0%、令和2年度45.1%、令和3年度37.1%）

② 逆紹介率を毎年度、41.5%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度41.2%、令和2年度43.7%、令和3年度39.2%）

③ 訪問看護実施件数を毎年度、4,800件以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度4,625件、令和2年度4,638件、令和3年度4,773件）

ニ 医療に関する調査研究と情報の発信

本県の医療水準の向上が図られるよう、精神疾患に関する知識や理解の普及啓発に努める

¹ 病病・病診連携：核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ、患者を病院・診療所から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は、元の病院・診療所で診療を継続する仕組み。

とともに、医療に関する調査・研究を推し進め、その成果や情報を積極的に発信していくこと。

また、疾病に関する情報を、セミナーなどを通して広く分かりやすく発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。

(2) がんセンター

イ 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

高度・専門医療を提供していくため、診療機能の充実を図っていくこと。

また、東北大学病院との機能分担や連携のもと、県がん診療連携拠点病院として、求められる診療機能や患者相談支援・情報提供機能の強化及びがん登録の質的向上を図り、地域連携を推進し、「全県のがん診療体制」の構築に努めること。

特に、地域のがん患者療養支援ネットワークとの連携及びがんゲノム医療連携病院として果たすべきがんゲノム医療及び県がん診療連携拠点病院として果たすべき緩和ケアの一層の充実を図り、引き続き医療の質の向上に努めること。

あわせて、がんに関する研究が促進されるよう、がんセンター研究所を効率的に運営し、その成果を生かした医療を提供するよう努めること。

【指標】

- ① 手術件数を毎年度、1,600件以上（うちロボット手術件数160件以上）とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度1,441件（うちロボット手術件数28件）、令和2年度1,449件（うちロボット手術件数124件）、令和3年度1,625件（うちロボット手術件数167件））
- ② がん遺伝子パネル検査²件数を毎年度、50件以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度21件、令和2年度56件、令和3年度49件）
- ③ 緩和ケアチーム³による対応件数を毎年度、350件以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度267件、令和2年度338件、令和3年度444件）

ロ 医療機器、施設の計画的な更新・整備

病院施設の老朽化が進行しつつあることから、償還等の負担、費用対効果等を十分に考慮した中長期的な投資計画のもと、計画的に施設及び設備の更新、整備を図ること。

なお、施設及び設備の更新、整備を行う際は、県立病院の再編協議の進捗を踏まえるものとする。

ハ 地域医療への貢献

ICT（情報・通信に関連する技術一般の総称）等の活用により、地域の医療機関との病・病診連携（核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携）に取り組み、患者の紹介・逆紹介を推進するなど、がんセンターが持つ医療機能が効率的に発揮されるよう努め、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、他の医療機関との機能分担や協力体制を強化すること。

また、地域の支援者等と協働して、患者に合った地域生活ができるよう支援するなど、地

² がん遺伝子パネル検査：がん遺伝子パネル検査は、主に悪性腫瘍を手術で切除し、その後の補助療法をすでに実施したか、現在受けている患者について、更なる有効薬剤の探索のために実施する検査である。手術などで摘出し、医療機関に保管されているがん組織や血液からゲノムDNAを抽出し、検査会社でがんに関連する100種類以上の遺伝子の変化を分析して、その結果から有効性が期待できる薬剤の候補を探索する。

³ 緩和ケアチーム：専門の医師や看護師・薬剤師・臨床心理士・医療ソーシャルワーカーなどがチームとなって痛みへの専門的な対処や、気持ちのつらさに対するケアを行う。

域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

新興感染症等の公衆衛生上の重大な危害が発生した場合は、県の要請に応じ地域医療の確保に努めること。

【指標】

- ① 紹介率を毎年度、87.5%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度88.5%、令和2年度88.1%、令和3年度85.0%）
- ② 逆紹介率を毎年度、56.0%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度54.8%、令和2年度59.9%、令和3年度52.5%）

ニ 医療に関する調査研究と情報の発信

本県の医療水準の向上が図られるよう、医療に関する調査・研究を推し進め、その成果や情報を積極的に発信していくこと。

また、国の「がんゲノム医療」の推進状況を注視しながら、ゲノム医療に関する正しい情報や知識を収集し、県民への情報提供や普及啓発に努めること。

さらに、治療の実績、疾病や検診に関する情報を、セミナーなどを通して広く分かりやすく発信し、県民から信頼される病院づくりに努めること。

2 安全・安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けることができるよう、患者の安全を守ることを旨として、医療安全対策を更に推し進めること。医療安全マニュアル等の見直しを定期的に行い、職員に対して周知を徹底すること。

万が一、医療事故やインシデント、ヒヤリ・ハットが発生した場合には、その事例の把握・事例検証を実施し、再発防止体制を強化していくこと。

(2) 院内感染症対策の推進

院内の感染症制御（診断・治療・予防・管理・アウトブレイク対応）に関するシステム化を推し進め、感染症に係る管理体制を強化すること。

また、新興感染症等が発生した場合に備え、院内感染を防ぐために、対応マニュアルを適宜見直すとともに、院内感染が発生した際にも速やかに対応できるよう、研修会等を実施し、職員の理解を深めること。

(3) 適切な情報管理

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等、情報の取扱いに係る法令に基づき、適切な情報管理を行うこと。

電子カルテ、マイナンバーカードの健康保険証利用、遠隔診療・オンライン診療、その他各種情報システム等を活用していく中で、情報漏洩等を防止するため、情報資産の管理の徹底及びセキュリティ対策の強化に努めること。

また、情報セキュリティの重要性を職員に周知徹底するために研修等を実施し、個人情報に対する認識を高めること。

3 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族にとって分かりやすい医療の提供

患者やその家族が、治療の内容を良く理解し、納得して医療を受けることができるよう、イ

ンフォームド・コンセント⁴を徹底すること。

また、患者がセカンドオピニオン⁵を希望する場合には、適切に診療情報を提供するとともに、県立病院におけるセカンドオピニオンの実施についても、積極的に努めること。

なお、患者の権利について十分に理解し、患者の権利に最大限の配慮をもって医療を実践すること。

(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上

外来診療や検査及び会計に係る患者の待ち時間の改善、プライバシーの確保や快適性に配慮した環境整備、相談を受付してから対処するまでの相談体制の一層の充実など、様々な面において病院利用者の利便性に配慮すること。

また、患者待ち時間調査や患者満足度調査を実施し、利用者の要望等に応えられるよう努めること。

【指標】

患者満足度調査を毎年度、宮城県立精神医療センター1回以上、宮城県立がんセンター1回以上実施すること。(前中期目標期間実績：(宮城県立精神医療センター)令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度1回、(宮城県立がんセンター)令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度1回)

4 人材の確保と育成

(1) 医師の確保と育成

医療水準の維持・向上のため、大学との連携強化などにより優秀な医師の必要数の確保に努めるとともに、研究・教育研修体制を強化し、資質向上を図ること。

また、臨床研修協力病院として、積極的な受入れに努めること。

(2) 看護師の確保と育成

看護体制などの最適化のため、養成機関との連携強化などにより、必要となる看護師の確保に努めること。

また、専門看護師や認定看護師の資格取得の促進や研修の実施などにより、看護師の専門性を高め、看護水準の向上を図ること。

(3) 医療従事者の確保と育成

病院機能の最適化のため、養成機関との連携強化などにより、必要となる薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・その他の医療従事者の確保に努めること。

また、専門性を高める各種認定資格の取得及び資質向上につながる取組を奨励し、病院機能を向上させること。

(4) 医療系学生等への教育

養成機関で学ぶ、次世代を担う医療系学生への臨床教育の場としての体制を維持し、積極的に学生を受け入れること。

⁴ インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法等を説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

⁵ セカンドオピニオン：患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。

(5) 事務職員の確保と育成

各種資格を有し、病院経営や医療事務等病院特有の事務に精通した職員の必要数の確保及び育成に努めること。

また、職員のスキルアップを図るため、外部研修会等への派遣を行うよう努めること。

5 災害等への対応

災害及び新興感染症等の公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携のもと、県立病院として医療を迅速かつ適切に提供するとともに、中長期的な支援にも努めること。

また、災害対応マニュアルの見直しや事業継続計画の策定を行うことにより、災害発生時に患者の安全が確保できるよう対策を講じ、訓練を実施すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

他の類似病院等との比較を通して、経営分析を行い、病院運営へ反映させるとともに、各種指標を活用し、法人業務全般について最適化を図ること。

また、中期計画において項目ごとに定量的目標を設定し、診療報酬等の増収及び経費節減に取り組み、収支改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

県立病院の再編協議の進捗等を踏まえつつ、必要となる人材の確保に努め、医療環境の変化に的確に対応できる最適な業務運営体制を整備すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組の実現に向けた体制の整備を図るとともに、職員研修などを通して、病院の運営体制及び経営改善に対する意識付けを行い、職員全体の理解促進に取り組むこと。

2 収益確保の取組

経営戦略部門によるデータの分析・活用等を行い、県立病院が有する資源を有効活用し、病床利用率や医療機器の稼働率の向上に努めるとともに、外部の経営コンサルタントへの経営評価のアウトソーシング等により、経営改善を図ること。

また、診療報酬改定を含む医療保険制度改正への対応を迅速に行い、確実に事業収益を確保していくとともに、診療報酬の請求漏れや未収金発生防止及び未収金の早期回収に努めること。

さらに、県立病院が有する資源の有効活用を努め、変化する医療環境に対応した組織体制づくりを行うとともに、患者の確保及び経営の改善を図ること。

【指標】

病床利用率を毎年度、宮城県立精神医療センター（精神科救急病棟）82.0%以上、宮城県立がんセンター80.0%以上とすること。（前中期目標期間実績：（宮城県立精神医療センター）令和元年度81.9%、令和2年度78.9%、令和3年度85.0%、（宮城県立がんセンター）令和元年度75.0%、令和2年度66.3%、令和3年度66.3%）

※宮城県立精神医療センターの指標については、第2の1（1）イの再掲となる。

3 経費削減への取組

人件費の抑制のほか、医療機器や診療材料、医薬品の購入方法の見直しや業務委託の見直し及び後発医薬品の採用など、様々な方法により経費の削減に努めること。

【指標】

材料費対修正医業収益比率を毎年度、宮城県立精神医療センター7.2%以下、宮城県立がんセンター39.3%以下とすること。（前中期目標期間実績：（宮城県立精神医療センター）令和元年度7.1%、令和2年度7.4%、令和3年度7.3%、（宮城県立がんセンター）令和元年度39.4%、令和2年度39.8%、令和3年度38.9%）

第4 財務内容の改善に関する事項

県民に必要な医療を安定的に提供していくため、中期計画において項目ごとに定量的目標を設定し、経営基盤の安定化を図るとともに、病院機構全体として経営改善に努めること。

1 経常収支比率の均衡

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画を作成し、当該予算による運営の実施により、病院機構全体として毎年度、経常黒字の達成に努めること。

【指標】

- ① 経常収支比率を毎年度、100%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度102.0%、令和2年度99.4%、令和3年度103.4%）
- ② 修正医業収支比率を毎年度、81.0%以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度81.6%、令和2年度80.3%、令和3年度80.1%）

2 経営基盤の安定化

健全で効率的な病院運営を継続するため、設備投資やそれに伴う将来的な減価償却費の発生額、借入金の調達や将来的な返済額を踏まえ、キャッシュフロー重視の経営を行い、病院機構全体で計画的な資金収支の管理に努め、経営基盤の安定化を図り、債務超過額の縮減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知）を踏まえた取組を進めること。

また、県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供するため、就労環境の整備及び病院の信頼度向上等に取り組むこと。

1 人事に関する事項

県民の医療ニーズや医療制度の変化に応え、良質で安全な医療を提供していくため、必要な医療従事者の迅速かつ柔軟な採用を行うこと。採用に当たっては、最適な職員構成を分析し、適切な職員配置となるよう努めるとともに、積極的に障害者雇用を図ること。

また、多様化する業務に対応できるよう、定型的業務のアウトソーシングや有期雇用職員等の活用を図るなど、適切な職員の配置により、経営効率の高い業務運営体制の構築に努めること。

さらに、人事評価制度について、適宜見直しを行うとともに、職員の士気向上が図られるよう努めること。

【指標】

障害者雇用率を毎年度、法定雇用率以上とすること。（前中期目標期間実績：令和元年度1.61%、令和2年度1.83%、令和3年度2.01%）

2 就労環境の整備

風通しの良い組織づくりに取り組むとともに、職員の健康維持・増進を図るために、各種健診

やメンタルヘルスケアを実施すること。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境整備を図ること。

さらに、各種ハラスメントを未然に防ぐため、形式的なマニュアル整備にとどまらず、研修会の実施や組織体制の構築に努めること。

令和6年度からの「医師の働き方改革」に向け、医師等の時間外労働の縮減に取り組むこと。

3 病院の信頼度の向上

医療の質やサービスの向上に努め、県立病院に対する県民の信頼を高めていくこと。

【参考】中期目標期間における各病院の予定病床数について

(宮城県立精神医療センター)

年度/病床種別	一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
令和5年度			258		
令和6年度			258		
令和7年度			258		
令和8年度			258		

(宮城県立がんセンター)

年度/病床種別	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等
令和5年度		383			
令和6年度		383			
令和7年度		383			
令和8年度		383			

※宮城県立がんセンターの病床は全て一般病床となる。